

かながわ地域活動ホーム ほのぼの

横浜市地域活動支援センター事業ダイサービス型事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹大寿会（以下「事業者」という。）が開設するかながわ地域活動ホーム ほのぼの（以下「事業所」という。）が行う地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域活動支援サービス提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者又はその介護を行うものに対して、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更正相談所、レクリエーション等の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 かながわ地域活動ホーム ほのぼの
- 2 所在地 横浜市神奈川区神大寺 2-28-19

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	雇用区分				職務内容
	常 勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1	—	—	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
サビ管		1			利用者の個別支援計画の作成及びモニタリングによる計画の検証を行う。
支援員		1		3	利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日から金曜日
- 2 営業時間：午前9時00分から午後5時00分
- 3 サービス提供時間：午前9時00分から午後4時00分
- 4 年間の休日：祭日（2019年4月30日～5月2日に限り開所する。）
・年末年始（12月29日～1月3日）

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

（主たる対象者）

第7条 事業所は、主たる対象者を次のとおりとする。

- 1 身体障害者（細分なし）
- 2 知的障害者

（サービスの内容）

第8条 この事業所が提供する地域生活支援サービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 デイサービス計画の作成
- 2 日常生活の支援
 - ア 入浴
 - イ 食事の提供
 - ウ 創作的活動
 - エ 機能訓練
 - オ 社会生活への適応のために必要な訓練
 - カ その他必要な訓練

（利用者等から受領する費用の種類及びその額）

第9条 事業所は、地域生活支援サービスを提供した際は、利用者から、横浜市が定める負担上限月額
の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、代理受領を行わない地域生活支援サービスを提供した際には、利用者から前項に掲げる
利用者負担額のほか、横浜市が定める額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に供する費用のうち次
の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用（低所得者の場合は材料費）
 - 二 入浴に係る光熱水費
 - 三 創作的活動又は生産活動に係る材料費
 - 四 その他、事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要とな
るものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 事業所は、前三項にかかる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払っ
た利用者に対し交付するものとする。
- 5 事業所は、第三項に係る費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、
当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。ただし、利用者の状況により実施地域外からの利用に関しても相談に応じるものとする。

神奈川県及び周辺区

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応)

第 12 条 事業所の従事者は、地域生活支援サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、災害対策に備えるため、定期的に非難、救出、その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は、提供した地域生活支援サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した地域生活支援サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第17条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営に関する事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上ため研修（前項に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止に関する内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年6回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従事者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 事業所は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人若竹大寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年 2月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和 4年 9月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

附則

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。